

○尾張旭市ふれあい農園の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第22号。以下「条例」という。)及び尾張旭市ふれあい農園の管理運営に関する規則(平成6年規則第2号。以下「規則」という。)の規定に基づき、尾張旭市ふれあい農園(以下「ふれあい農園」という。)の使用申込み、使用方法等について必要な事項を定めるものとする。

(使用者の募集)

第2条 市長は、ふれあい農園を使用しようとする者(以下「使用申込者」という。)を募集するものとし、募集期間を定め、市の広報紙等によって公表するものとする。

(使用の申込み)

第3条 使用申込者は、前条の募集期間内に規則第2条の許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 申込みは、1世帯につき1農園1区画のみとする。

3 使用申込者は、申込みにあたり使用区画を指定することはできない。

(使用者の決定)

第4条 市長は、許可申請書を受理したときは、ふれあい農園使用の適否を審査して、使用させることが適当であると認められる者のうちから抽選によりふれあい農園使用者(以下「使用者」という。)及び使用区画を決定するものとする。

2 市長は、ふれあい農園毎にふれあい農園使用補欠者(以下「補欠者」という。)を、必要と認める範囲で順位を付して決定することができる。

3 使用者からの使用辞退等に伴い、使用できる区画が生じたときは、市長は、当該ふれあい農園の補欠者をその順位に基づき使用者に決定するものとする。

4 市長は、前3項の決定したときは、使用申込者に対して、それぞれ必要な事項を通知するものとする。

(使用期間の更新)

第5条 使用期間の更新を希望する使用者が、規則第2条第2項の許可申請書を提出するときは、1月末日までに行わなければならない。

2 市長は、前項の許可申請書を受理したときは、連続して3回まで更新について許可することができものとする。

3 前条第3項の規定により、補欠者が使用者となったときの使用期間は、前使用者の残余使用期間とし、使用期間の更新は前2項の例により行うものとする。

(使用の条件)

第6条 条例及び規則に定めるもののほか、尾張旭市ふれあい農園の使用についての条件は次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者が、ふれあい農園で栽培する作物は、第5条に定める使用期間内に収穫が完了するものでなければならない。

(2) 使用者は、指定された区画、隣接する通路、共益施設等を相互に協力し合い、常に清潔にし、ふれあい農園の美化に努めなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にふれあい農園の使用の許可を受けている者の取扱いは、なお従前の例による。

3 市長は、この要綱の施行後3年以内に、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。